

議案第 14 号

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の制定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条 1 項規定による。

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則（案）

（目的）

第 1 条 この規則は、立川市立学校設置条例（昭和 38 年立川市条例第 66 号。以下「条例」という。）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級に就学を予定している児童及び生徒の通学区域及び就学すべき学校の指定並びに通級指導学級に通級を予定している児童及び生徒の通級すべき学校及び学級について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、通級指導学級とは、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条に規定する特別の指導を行う必要があるものと教育委員会が認定した児童及び生徒が通う学級をいう。

（特別支援学級の通学区域）

第 3 条 特別支援学級に就学を予定している児童及び生徒の通学区域は、別表第 1 のとおりとする。

（特別支援学級の就学すべき学校の指定）

第 4 条 特別支援学級に就学を予定している児童及び生徒の学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 2 項（施行令第 6 条において準用する場合を含む。）の規定による就学すべき学校の指定は、前条に規定する通学区域の定めるところにより行う。

（通級すべき学校及び学級）

第 5 条 通級指導学級に通級を予定している児童及び生徒の通級すべき学校及び学級は、別表第 2 のとおりとする。

（学校及び学級の変更）

第 6 条 第 4 条の規定により指定した市立学校又は前条の規定により指定した通級指導学級の変更を希望する保護者は、教育委員会に申し出て承認を受けなければならない。

2 前項に規定する変更の取扱いについては、別に定める。

（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

学校		通学区域
小学校	立川市立第一小学校（あおぞら学級）	立川市立学校の通学区域等に関する規則（平成20年立川市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）別表に定める立川市立第一小学校、立川市立第三小学校、立川市立第六小学校及び立川市立第七小学校の通学区域
	立川市立第五小学校（こだま学級）	規則別表に定める立川市立第二小学校、立川市立第五小学校、立川市立第八小学校及び立川市立南砂小学校の通学区域
	立川市立第九小学校（くわのみ学級）	規則別表に定める立川市立第九小学校、立川市立大山小学校及び立川市立上砂川小学校の通学区域
	立川市立第十小学校（すずかけ学級）	規則別表に定める立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域
	立川市立松中小学校（まつのみ学級）	規則別表に定める立川市立西砂小学校及び立川市立松中小学校の通学区域
	立川市立新生小学校（ひまわり学級）	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新生小学校の通学区域
	立川市立若葉台小学校（たんぽぽ学級）	規則別表に定める立川市立幸小学校及び立川市立若葉台小学校の通学区域
中学校	立川市立立川第一中学校（I組）	規則別表に定める立川市立立川第一中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第三小学校及び立川市立第七小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第八中学校の通学区域

	立川市立立川第二中学校（1組）	規則別表に定める立川市立立川第二中学校、立川市立立川第三中学校（立川市立第六小学校の区域に限る。）、立川市立立川第四中学校（立川市立幸小学校の区域に限る。）、立川市立立川第六中学校（立川市立第八小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第九中学校の通学区域
	立川市立立川第五中学校（10組）	規則別表に定める立川市立立川第四中学校（立川市立柏小学校の区域に限る。）、立川市立立川第五中学校、立川市立立川第六中学校（立川市立第十小学校の区域に限る。）及び立川市立立川第七中学校の通学区域

別表第2（第5条関係）

学校	学級	対象	備考
立川市立第七 小学校	ことばの教 室	立川市立第一小学校、立川市立第二小 学校、立川市立第三小学校、立川市立 第四小学校、立川市立第六小学校、立 川市立第七小学校及び立川市立新生小 学校に在籍する児童	言語障害
立川市立第八 小学校	きこえとこ とばの教室 (難聴)	条例別表に定める市立小学校に在籍す る児童	難聴
	きこえとこ とばの教室 (言語)	立川市立第五小学校、立川市立第八小 学校、立川市立第九小学校、立川市立 第十小学校、立川市立西砂小学校、立 川市立南砂小学校、立川市立幸小学 校、立川市立松中小学校、立川市立大 山小学校、立川市立柏小学校、立川市 立上砂川小学校及び立川市立若葉台小 学校に在籍する児童	言語障害
立川市立立川 第三中学校	羽衣学級	立川市立立川第二中学校及び立川市立 立川第三中学校に在籍する生徒	情緒障害 等
立川市立立川 第六中学校	泉学級	立川市立立川第四中学校、立川市立立 川第五中学校、立川市立立川第六中学 校、立川市立立川第七中学校及び立川 市立立川第九中学校に在籍する生徒	
立川市立立川 第八中学校	富士見学級	立川市立立川第一中学校及び立川市立 立川第八中学校に在籍する生徒	